

令和8年度南陽市青少年育成市民会議重点活動
家庭教育講座事業実施要領

1. 趣旨

幼児・児童・思春期における家庭教育は、生涯教育の起点でありきわめて重要であることから、幼児・小中学生を持つ親等を対象として、家庭教育上の具体的な問題をとりあげ、みんなで学べる機会を援助し家庭教育の振興を図ろうとするものです。

2. 事業援助経費 1講座 30,000円

3. 事業援助の対象 市内の認定こども園・幼稚園・保育園・児童館父母の会等、小中学校
PTA

4. 事業内容

(1) 当該援助講座は、下記のような内容のプログラムを編成し学習活動を行うものとする。

- ア 家庭環境と子供の教育(家庭における親の役割、非行問題など)
- イ 地域環境と子供の教育(地域社会と子供の生活、子供の遊び、地域環境の浄化など)
- ウ 幼児・学校教育と家庭教育(学校生活と家庭学習、子供の問題行動など)
- エ 安心で安全な青少年環境をつくる。

(2) 1事業の年間実施回数及び時間は、おおむね3～5回、10時間程度とする。

(3) 1事業の参加人数は原則30人以上とする。

5. 事業の実施

(1) 当該事業援助を受けるものは、事業実施計画書(別記様式第1号)を作成し、南陽市青少年育成市民会議会長に別に指定する期日まで提出する。

(2) 市民会議会長は、前号により提出をうけた事業実施計画が適当と認められるとき、当該事業の援助を実施する。

6. 事業実施上の留意事項

(1) 認定こども園・幼稚園・保育園・児童館・学校を拠点として、この講座を開設することにより、地域の教育力の回復向上に努めるものとする。

(2) 講座を開設する際は、父親・母親・祖父母等の対象別講座を開設することについても配慮するものとする。

(3) 学習内容については、学習者の要求にこたえられるよう重点的かつ計画的に編成するものとする。

(4) 地区との連携を図りながら実施するものとする。

(5) 講師・助言者等の斡旋・相談には、必要により市民会議事務局(教育委員会)で応じるものとする。

7. 当該事業援助を受けるものは、事業終了後すみやかに事業実施報告書(別記様式第2号)を南陽市青少年育成市民会議会長に提出する。

◎助成を受けるまでの流れ

- 1) 実施要領を確認し、助成金交付申請(計画書提出)【8月21日(金)～9月11日(金)】
事業実施計画書(別記様式第1号)を作成し、やまがたe申請の申込みフォームから計画書を添付して申請する。
- 2) 交付決定【9月中旬頃】
各団体から提出いただいた事業計画書が適当と認められた場合には、交付決定を行い、各団体へメールにて通知します。(請求書及び領収書様式も併せて送付します。)
- 3) 助成金の受け取り【9月24日(木)～10月9日(金)】
交付決定通知書に記載の交付決定額を確認し、請求書及び領収書を用意して、指定された期日までに窓口へお越しください。
- 4) 事業実施【各団体のスケジュールに基づいて】
- 5) 事業終了(報告書提出)【令和9年3月中旬頃】
2月上旬頃、各団体へ報告書提出についてのご案内を送付します。
事業実施報告書(別記様式第2号)を作成し、やまがたe申請の申込みフォームから報告書を添付して提出します。
- 6) 報告書受理通知【令和9年3月下旬頃】
各団体へ受理メールを送付します。

※上記日程は、あくまでも予定です。

別記様式第2号

家庭教育講座事業実施報告書

名	称					
事	業	主	体			
対	象	者		人	(男	人・女
主	な	実	施	場	所	
実	施	期	間	令	和	年
学	習	目	標	月	日	年
回	数	学	習	方	法	講
		実	施	日	学	習
1						
2						
3						
4						
5						
評		価				

別記様式第1号

家庭教育講座事業実施計画書

名	称					
事	業	主	体			
対	象	者		人	(男	人・女
主	な	実	施	場	所	
実	施	期	間	令	和	年
学	習	目	標	月	日	年
回	数	学	習	方	法	実
		実	施	日	学	習
1						
2						
3						
4						
5						

記載上の留意点
(学習方法の欄には、講義・討議・発表・話し合い等と記入して下さい。)